

第五回 参議院文部委員会會議錄第十六号

昭和二十四年五月十九日（木曜日）午前
十時四十四分開会

委員の異動

五月十八日（水曜日）委員小野光洋君辭任につき、その補欠として深水六郎君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○社会教育法案（内閣提出）

○委員長（田中耕太郎君） それでは今日の文部委員会を開会いたします。

先ず社会教育法案につきまして御意見を申し上げます。それでは別に御発言もございませんければ、本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（田中耕太郎君） 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにして御発言を願います。修正の意見もございましたらこの際お述べを願います。

○若木勝蔵君 私はこの法律案に対して修正の意見を持つております。その修正案の趣旨と修正案についてこれから申し上げます。

この法律は教育基本法の精神に則り、社会教育に関する國及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的として、國及び地方公共団体の任務を社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての國民

があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自から實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないと規定しております。私はこの基本要件を肯定する者であります。國及び地方公共団体がこのような任務を遂行するために、次の諸点が確立されていなければならないのであります。然るに政府提出の原案におきましてはこの点が不明確であり、不備であると考へますので、これを要点といたしまして條文の修正をしようとするものであります。

その第一点といたしましては、任務遂行に必要な物的並びに人的條件を整備するために國費、地方費の負担を明らかにして、これを継続的に支出する予算的措置を講じなければならないのであります。然るに原案では立法の裏付けとなるべき予算措置を略視しているものであります。即ち國と地方公共団体が同一の任務を持つように規定しながら、経費の面につきましては、殆んど地方費のみに負担させるようになつてゐるのであります。これでは特に地方財政の逼迫におる現状は勿論のこと、將來と雖も社会教育の実績を挙げることは不可能であることは明白であります。従ひましてこれは、國においても経費負担の責任を明らかにするように当然訂正しなければならぬと考へる次第であります。

第二点といたしましては、國及び地方公共団体は民間の社会教育関係団体が自主的に、且つ積極的に十分な活動ができるようにするために、その助成、奨励の態勢を持つていなければならないのであります。然るに原案ではこれに対する用意が極めて不十分であるのみならず、却つてこれを統制するがごとき施設、手続等が規定されてゐるのであります。この点を是正してその自主的な活潑な活動の途が開かれるようにしようとするのであります。

次に第三点といたしまして、國及び地方公共団体は社会教育に対するその任務の基本が國民のみならず實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するところにあることを自覚し、その行政が特に民主的になされなければならないのであります。然るに原案では市町村の教育委員会の事務、都道府縣の教育委員会の事務、社会教育委員会の構成及びその職務、法人公民館に関する取扱等、各項に亘りまして徒らに社会教育の体系を確立することに囚われまして、國及び地方公共団体の任務の基本を逸脱してゐるのであります。この結果は社会教育が画一統制を招来することが明白に考えられるのであります。この点を是正して社会教育に対する行政が民主的に行われ、社会教育が基本法に示された教育の一般方針を逸れることのないようにしようとするものであります。以上の観点から、お手許に差上げた修正案を提出する次第であります。一應修正案を讀みます。

社会教育法案に対する修正案

社会教育法案の一部を次のように修正する。

目次中 第四章 公民館（第二十

第五章 学校施設の利用（第二十

第六章 通信教育（第五十

（第四十三條）を「第四

（第四十四條）第四十九條」を「第五

（第五十八條）」を「第五

（第六十二條）」を「第五

（第六十三條）」を「第五

（第六十四條）」を「第五

（第六十五條）」を「第五

（第六十六條）」を「第五

（第六十七條）」を「第五

（第六十八條）」を「第五

（第六十九條）」を「第五

（第七十條）」を「第五

（第七十一條）」を「第五

（第七十二條）」を「第五

（第七十三條）」を「第五

（第七十四條）」を「第五

（第七十五條）」を「第五

（第七十六條）」を「第五

（第七十七條）」を「第五

（第七十八條）」を「第五

（第七十九條）」を「第五

（第八十條）」を「第五

（第八十一條）」を「第五

（第八十二條）」を「第五

（第八十三條）」を「第五

（第八十四條）」を「第五

（第八十五條）」を「第五

（第八十六條）」を「第五

（第八十七條）」を「第五

（第八十八條）」を「第五

（第八十九條）」を「第五

（第九十條）」を「第五

（第九十一條）」を「第五

（第九十二條）」を「第五

（第九十三條）」を「第五

（第九十四條）」を「第五

（第九十五條）」を「第五

（第九十六條）」を「第五

（第九十七條）」を「第五

（第九十八條）」を「第五

（第九十九條）」を「第五

（第一百條）」を「第五

（第一百零一條）」を「第五

（第一百零二條）」を「第五

第三十五條中「援助をすることができ」を「援助を行ふ」に改める。

第四十一條を削る。

第四十二條中「第四十條」を「前條」に改め、同條を第四十一條とし、第四十三條から第四十七條まで一條ずつ繰り上げる。

第四十八條中「第四十六條」を「第四十五條」に改め、同條を第四十七條とし、第四十九條から第五十五條まで一條ずつ繰り上げる。

第五十六條第二項中「第五十二條」を「第五十一條」に改め、同條を第五十五條とし、第五十七條を第五十六條とする。

第五十八條第二項中「第五十二條」を「第五十一條」に改め、同條を第五十七條とする。

附則第二項中「と読み替へるものとする」を「と読み替へ、第十七條第二項の規定は、適用しないものとする」に改める。

附則第五項中「第五十二條」を「第五十一條」に改める。

修正案は以上の通りであります。委員の皆さん方におかれましては、どうぞ御賛成下さいませう切に希望する次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 若木君の提出になりました修正案につきまして御意見がございませうか。

○松野喜内君 只今若木委員から幾々修正案を要望されましたが、私共は過日來熱心にこれを質疑應答を重ね、この重大なる社会教育法制定に際しましては、これによつてこそ眞に民主的又社会大衆的、公民館に、博物館に、図書館に、社会の廣い意味の教育に貢献する第一歩である、極めて重要なこと

である。慎重なる審議を重ねた結果今若木委員の言われるごとく修正することが極めて妥当であると考えますが故に、本員はこの修正案に賛成の意を表する者であります。

○梅津錦一君 私松野委員のように若木君の修正案に対して賛成する者であります。賛成する主なる理由は法案全体に亘つては聊か不満の点もございしますが、大体若木君の修正案によつて補われておる点が多いと考えるのであります。目下一番日本の教育の中で遅れているものは社会教育であると思ひますので、この法案が出ることは時宜を得ていると考えるものであります。この法案が出まして、社会教育運動が一刻も早く発足することによつて、日本の民主化が健全な方向に進んで行くことを希望するものでありますので、この修正案に対して賛成の意を表する者であります。

○木内キヤウ君 民主党も若木委員の修正案に賛成いたします。

○高良とみ君 社会教育が振興されることに對する私共委員の期待は非常に大きなものがありまして、殊に近來國人道義の廢頹といわれることは私共胸を刺されるごとく痛く感じておつたのであります。学校教育においてできない面も、今まで微かながら民間の諸青年團體運動とか、ボーイ・スカウト、ガール・スカウト、YMCA、YWCA、或いは民間における生活改善運動、婦人團體の運動等が非常に困難な中を乗り切つて今日まで辛うじて戦後の態勢を整えて來たのでございませう。それに対して社会教育が法律的な根柢を持つことは非常に望ましいことでございしたのであります。

が、原案におきましてはその意図は明らかでありましたけれども、未だ隔靴掻痒の感がございまして、それが今回の修正によりまして本當に公民館にしまして、その他の通信教育等もこれに關係する方達が、殊に官吏の立場にありまして身を低うして國民に奉仕するといふその精神を以て今回の社会教育法を実施して行ける途が開かれることと思ふのであります。併し尙今後

の運営の上におきましても、どうかそういう方面が官儀的になりませんで、官僚統制の臭いを徹底的に拂拭いたしまして、あらゆる物資の配給の便宜を図るとか、或いは映画その他の教育材料を提供するとかいふふうにしなして、國民が官吏とは即ち私共を心から手傳つて呉れるよき公僕であるといふ感を持ちますように、この法案の下に運営が行きましますことを希望いたします。私共は賛成いたしますものであります。

○藤田芳雄君 私も只今の修正案に賛成する者であります。修正案はこの法律の目的をより以上に達成するように変えられてゐると信ずる者であります。併しながら自分の尙欲を申し上げます。ならば、もつと財政的な強い裏付け、或いは物資の裏付けがなされるように期待します。併しながらその理想的な形にまでは行き得ませんでしたけれども、とにかくそれに近い形において修正されますので、原案よりも数等勝れたものと思ひまして、今の若木君の修正案に賛成する者であります。

○岩間正男君 私はこの修正案に拂われた同僚諸君の熱心な努力を非常に多し、又この修正案によつてこの法案そのものが進歩している点は認めるのであります。が、法案全体の性格が現在の状態において行われるということに對して根本的に政治的見解を異にせざるを得ないのでありますから、この法案に對して、修正案に對しては賛成することはできません。

○委員長(田中耕太郎君) 次に修正の部分を除いた原案につきまして御発言を願ひます。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表して本法案に反對する者であります。本法案は連日に亘つて熱心に討論され、又公聴会等も持たれましたが、その結果大體の修正がなされ、熱心な同僚諸君と共に私も審議に参加して來たのであります。できるならばその修正案にも賛成したいといふ／＼実情を考え、その理由を探したのであります。私が、私はどうしても結論としてその理由を發見することができなかつた、私の政治的信念を盡し、政治的見通しを以てしては、本法案の施行によつて起るであろうところの政治的な現実の混亂に對しまして、人民大衆の前に十分にその責任を負うことができないことを確信するが故に、私は反對せざるを得ないのであります。そうしてこのことは私自身の職責を明らかにすることであり、又皆さんが外の多くの人が賛成されておるのであります。併し、無論今までも本会としてしましてきただけ同じような歩調でやつて來たその友情を何ら損なうものでなく、ますますそのような友情を明らかにするものであるという確信を持つものであります。

先づ概括的に見ますときに、本法案は日本教育改革の大きな一環としてなされておることが分るのであります。一方におきまして六・三制の建築費を一文なしに削り、又新たに六十八の新制大学を始めどの何らの予算的裏付けをなさないで各目的に発足させようとしておる日本政府が、このような社会教育の廣汎な内容と深い意義を持つた法案を同じく予算的裏付けなしに発足させようとしておる態度について問題があるものであります。このようにして本年度は一方において六・三・三・四の新學制を一應形式的には整へ、その連関において社会教育の体制も整へたといふことになるのであります。併し、併しこうした教育の体系において日本の教育改革は一應完了したといふことが世界に宣傳されようとしておる。併しながらこれは飽くまでデスク・プランであつて、ペーパー・プランに過ぎない、その内容はお互い熟知のうちに、言ひに足るべき何らの具体的措置がなされてゐないのであります。このようにして日本の教育改革は、民主化の戦後迎らんとするところの危険性に陥つておる、その結果教育は空廻りに終り、再び過去の失敗を重ねるという危険性が十分に現れておるのであります。そこに又現実の上に、社会面におきまして幾多の混亂と犠牲が発生しておる、このようなことはすでに六・三制とか教育委員会というのがある、一つの名目は立派ではありますけれども、そういうものを發足させて、現実との連関を十分に考慮することなしに達成させたことによつて起つたもう実験済みの問題でありまして、我々はこの誤まりをこの現在の情勢において再び繰返してはならないといふことを厳しく感ずるものであります。本法案の

危険は正にこの点にあるのであります。たとえ大幅の修正が認められたとしても、現実の経済的体制のうちにおいて果す役割を考へるときに、その効果はいずれ五十歩百歩のものに過ぎないのではないかと。今日では法案がどんなに立派に作られたとしても、それを実施する経済的な裏付けがあるかないかというところが問題なのであつて、そうしてない、そのことによつて法案そのものは空廻りをする実例をまゝ我々は見て来たのであります。この政治の事情に携わる者として、この法案並びに法案が実施される結果起るところの社会的な影響を考慮しないわけに行かないのであります。そこでこのようにある観点からしまして、この法案に對しまして聊か分析を加えて見ますと、大體次の諸点を擧げることができると思ひます。

先ず本法案が施行されることによつてどのようなことが起るかということ、これを私は問題にして見たいと思ひます。本法案が実施されまゝというところ、この法案によつて置かれておるところの廣汎な仕事は社會教育の内容としてこれに要論されて来るのであります。それを簡単に擧げて見ますと、公民館の設置及び管理、圖書館、博物館その他社會施設の完備、社會教育講座の開設奨励、討論會、講習會、講演會、展示會、その他の集會の開催奨励、職業教育、産業に関する科學技術、生活の科學化、運動會、諸競技等の體育並びにレクリエーション、音樂、演劇、美術等の藝術的なもの、社會情報の交換、調査資料その他いろいろの廣汎な、非常に龐大な内容を見ておるのであります。この一つを取つて見まして

も、これを完全に実施するためには龐大な予算が要するのであります。ところがこの中で最も眼目であると思ひ公民館の場合を考へて見ますと、公民館は先ず館長、職員を置かなければならぬ、これはその經常費で人件費はどうかと、これはそのことを考へて見ますと、館長、職員、これを仮に二人か三人置くとしまして、その俸給並びに經常費を合せますと、月三万円を下らないというところが考へられるのであります。そうしますと、これにいろいろの雜費を合せますと、どんなところでも大抵年に五十万とか六十万はかかる。それにいろいろの先程擧げましたような仕事の極く一斑を加えて行なつたとしても、一市町村の負擔が百万円を下らないというようなことを概括的ではあります、私は観測することができるとであります。これを全國一萬一千の町村に割当てて考へて見ますと、少くともこの分だけでも約百十億の予算が要する。ところがこれに對しては何ら一文も國庫の補助もないのであります。これはこの法案によつてやるからいいやないかというような意見もあるものであります、現実においてこれは果してやれるかどうか、今度の地方財政に對して政府が取つた態度を見れば明らかなのであります。つまり地方配付税は一千一百億にならずにやらないといふのに五百七十七億に切り、その結果龐大な地方税の負擔が強化されておる。住民税一・六倍、家屋税二倍、地租二・五倍に引上げられる、酒税二倍、鉦区税一・五倍、猟区税一・五倍、こういうものが引上げられてゐる状態になつておまして、大衆負擔は正にその極に達してゐるのであります。

問題が惹き起つたところのこのような地方財源の枯渇によりまして、多くの負擔が起つておる。更に教育の面におきましては六・三制が無一文に削られておる、そのために六・三制の寄附の強化といふものは、これは大衆の首をきり／＼締めつけておる。そこへ更にPTAの寄附、これは學校の經常費なんか殆んどないので、又教員の生活費が非常に現在におきましては足りないで、こういうような補助をするためにPTAではこのような寄附を集めることが最近の仕事になつておるので、更に新らしく作られたところの新制大學の予算が非常に少いために、これも殆んど地方の寄附によつて行なわれなければならぬといふやうなことで、教育費の過重負擔だけでも、全くこれは人民の負擔し切れない限度に達して行くのであります。そのときにおきましてこのような法案が作られる、尤も文部省は事前におきまして地方財政委員會とこの点を打合せ、何ら地方財政を拘束しない範圍内においてこれを實施するといふやうなことを打合せておられなければならない、併しながら現実はどうかと言ひますと、これはそういうことににはならない。こういうやうな法案ができませんといふと、そこに競争が起る。現在教育委員會に属してゐるところの事務局の社會教育係の指導主事とか、そういう人達が必ず実績を擧げようとして各町村にこれは競争させよう。從來もそうであつたのであります。彼らは國家のこのやうな、一つの財政的な状態といふものに對して、ともすれば、視野が狭い場合が多くて、

自分の職責だけを忠実に守ろうといふやうな観点から、ここに無理な形で競争が発生するのであります。そうして、そこに大衆負擔が強化される、このやうな競争をさせないやうにするかどうか、こういう点について、審議の過程において文部省に質問をしたのでありますけれども、これに對して文部省は、そういう競争はさせたくない、そういうことはさせたくない、起つた場合はどうするかといふ質問に對しまして、そういうときに金がかからないでも、実績の擧るやうな方法を答へられた。併しながら今度の政府の予算を見ますと、現にこの予算の中に優良公民館表彰費として約二十二萬三千円をこれは取つてゐるのであります。予算に計上してゐるのであります。このやうな状態によつても分るのでありますけれども、政府はこういうやうな形において、これを國家の負擔は殆んどないといふ形、尤も八千萬円の予算が大体この社會教育のために計上されてゐるやうであります、これは殆んど中央だけの予算でありまして、何ら地方に對してこれは援助を與えんところの予算ではない、そういうやうな形であります。そうしますといふと、そこに大衆負擔によつてこれらの社會教育の殆んどを、九九%までを賄ふといふことが起つて来るのであります。で、こういうやうなことが果して完全に行かぬか、私は行くことのできない。これは人民の負擔も限度が來てゐる現在においては、絶対にできないし、從つてこの法案は過去の六・三制や、教育委員會と同じやうに裏付のない、血液のない形だけの名目的

ものとして、空廻りをする結果に陥るということ、余りにも明らかじやないかといふやうに思ふのであります。そうしてなぜかういふやうな情勢におきまして、この法案を急がなければならぬのであるか。我々は六・三制や、教育委員會の、あのやうな苦しい経験で、そうしてその解決のために、本當に精一杯の努力を傾けてゐるし、又傾けなくちやならない。勿論社會教育に對するいろいろの施設をしなければならぬのでありますけれども、併しながらこれは段階を追つて、日本の教育民主化はやらなくちやならない。これが雨後の筍のやうに何もかも、六・三制も、新制大學も、それから大學の設置も、社會教育も一緒くたにこの短期間に、日本の經濟の混亂のさなかに、殊に九原則が實施されて非常に國民が窮乏の淵に迫り込まれてゐる中に、このやうなものが實施される理由を見出さないであります、どうしてもこのやうな現実面におきまして、我々はこの法案のやうにまだ十分とは言へない、もつと／＼練り直す余地があり、もつと／＼考へなければならぬ余地のある法案を、十分練り直すことが必要だといふ考へを持つてゐるのであります。更にこの法案につきましては、どうしても修正は相當必要でありまして、例えば教育長の權限といふやうなものが、相當これは教育委員會に移されなければならぬ、そういう点については一應認められるのでありますけれども、依然としてやはりこの法案の實施の面におきまして、前述のやうな結果に陥るであらうといふやうなことを私ははつきりここで考へることができ、即ちそれはやはり今までの

官僚制的方式を押しつけるような傾向といふものがあつてもこの法案の中から完全に抜けきれてゐるとは言えないのであります。修正によつて一應そういうところは改まつたように見えておりますけれども、併しながら教育委員会における教育長の地位そのものが現状のままである限りにおきましては、この法案だけが修正されたとしても、恐らく實際の運営の面におきましては、これは余り多くを期待することができないのじやないか、こういうような意味におきまして、この修正につきましては、もつと一現実に深く掘下げ、更に今申しました現実に横たわつておるところの教育委員会法の完全な実施されてゐない実情というふうなものとの連関してこの問題を解決しなければならぬ、こういうふうな考へるのであります。又各学校を通じての講習会、これがどうしてもやはり上からの統制的な、ものを支配する態勢を強化する、そういう一つの機構を確立するためには非常に便利な方向になつておる。そして下から盛り上つて行くもの、民間から自然に発生して来るもの、そういうものを十分に育てるといふような面におきましては、この法案は非常に力を持たないのであります。こういうような点を考えますときに、この法案そのものをとつて日本の現在の民主化の態勢の中で十分に検討してやる必要がある。

以上挙げましたような理由によりまして、日本共産党は日本の現実に合わない、こういう法律の実施に対しては、その結果の見通しが余り明らかであるからして、本法案には反対せざるを得ない。そして一日も早くもつとく社会教育の本来の精神、機能を活かすところのいい法案が作られること、そしてそれが日本の経済状態とも十分にマッチしてその機能を發揮されることを切望して、私はこの法案に對して反対を表明する次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御発言はございませんか。

○河野正夫君 日本社会党参議院議員 團はこの法案に對しまして、先程の若木委員の修正を加えた上で賛成をするものであります。もとより先程来又批判的な質問においても多くの方々が發言せられましたように、この法案には予算乃至物資の裏付けが足りないとか、或いは各種の項目において統制的な臭いが強いとか、自発的な活動を助長する方面が不足であるとかいう種々の不満はございます。そして修正案を出しましたけれども、それを以てして、尙これらの欠陥が是正し得られるというこの保証はまだ不十分であるというところの保証はあります。けれども今日非常に危機に際しておる六・三制の教育が出發をし、そしてそのことの勢は当然六・三・三・四の後の三・四、特に新制大学制度も今年から当然出發しなければならぬ、こういう情勢にあるのであります。即ち日本の教育の民主化といふものはすでにスタートを切つておるのであります。そして社会教育の面につきましても、各地におきまして公民館活動といふものは現行に於いて文化委員会とか社会教育委員会とか、いろいろの名前で呼ばれておるけれども、その社会教育活動が盛んに行われておるといふ現状を私は知つて

おるのであります。そしていたして見ますと、これらの社会教育活動に何らかの援助を與える、法的な根拠を持たせるといふことは、現状においても尙必要であるのであります。ただそれに更に財政的な援助の本来の現実が加わるならば尙一層これは龍を画いて睛を点するといふことになるのであります。それを我々は希望しておつたのであります。この点につきましても援助を行ふ、或いは行ふことができるのでなくして、行ふといふような修正に我々は成功しております。従つてこの法案そのものは実施の面におきましては恐らくは多くの困難があり、更に或る部分においては机上プランに過ぎない部分もあるかと思つたのであります。それはこの法案が悪いのでなくして、日本の今日置かれた経済力の現状、それから本當に民主的に行ふといふという民度、國民の啓蒙の度合によつての事であると思つておられます。さればこそ我々はここに社会教育を必要とすることを痛切に考へるのであります。そして、そういう意味におきまして、我々はここに自発的な市町村公共団体はもとより、そして民間団体としまして、自発的な社会教育活動がますます盛んになることを希望し、その方向に聊かでも現実的一步を進ませ得るものであると認めて、この法案に賛成するものであります。この点につきましては曾て戦前戦時を通じて翼賛会的な社会教育活動が行われました。本法案はそういう点でも民主的な社会教育乃至は公民館運営委員会等を以て、いわゆる翼賛会的な方向よりも國民の多数の意思を反映せしむるという方向に向いておるのであります。そして、こういう

意味から言つても、なきにしも勝るといふことは言ひ得るのであります。ただ先程共産党の反対意見がございましたけれども、誠に尤もなのは、經費の本当の裏付けといふものが欲しいこととあります。一体この法案の草案といふものにおいては、公民館の建設及び運営費の半額は國庫で補助するといふような計画さえもあつたかと思つたのであります。それが、それも今日不可能である。而もこの法案と相關連をするところの図書館法といふものが立案せられ、その図書館におけるいろいろの設備、圖書の充実といふことについても、或いは又図書館運営のための職員のような面につきましても、可なり突込んだ規定がされようとしておつたかと思ひますが、これも沙汰止みとなつた。この事情は今日六・三制さえ十分にできない日本の経済力の現段階としては止むを得ないといふ言ひながら、而も本當に文化國家を以て立とうとするためには、相当他の方面の堪え難きを忍んで、この方面に十分なる力を盡し得る、盡さなければならぬ、努力しなければならぬ点であらうと思つたのであります。

それ故に希望條件といたしましては、將來図書館或いは一般博物館等についても、立法的な措置が講ぜられるように、而も公民館をも含めてこれらの公共的な社会教育機関といふものに對し、相當の國庫の支出がなされ得るやうな大きな政治的な手を打つことを希望するものであります。

第二に希望いたしますのは、同じ社会教育の方の精神から申しますれば、地方財政法の一部を改正する法律案の中に現れてゐるところの動物園や植物園乃至は博物館の入場税といふようなものについて規定したり、乃至は只今すでに非常に非難的となつてゐる映画、演劇等に関する高率の入場税といつたようなものについても、これら一連のいわゆる文化恩恵に對しては十分再検討を加へ、そしてこの社会教育法と同じ精神によつて、これらの点についても國民が安く楽しんでほしい施設を利用し得るやうにしなければならぬものであり、その点についても政府當局は十分努力しなければならぬのであらうと思つたのであります。

希望の第三といたしましては、我々この法案の修正の途中において経験したのであります。教育委員会法の運営及び解釋について相當に異なる見解がある。國會における修正案、この教育委員会法の修正案の場合において、或いはその後我々の表明する見解において明らかであらうと思つておつたところのものが、現実にはそうでない解釋が施されてゐることが相當ある。これは社会教育法の修正の場合にも問題となつたのであります。従つて將來機会があれば、教育委員会法を再検討し、その運営の適正化を図るために努力しなければならぬ。この希望はむしろ議員諸君に向つて私は申述べているつもりであります。

以上のような希望事項があらまゝで、概括して申しますと、とにかくいふよりも勝つてゐる、我々の修正を以てすれば、尙一步その本来の趣旨に近づき得るといふ見込を持ちます。故に、本法案に賛成するものであります。以上。

おるのであります。そしていたして見ますと、これらの社会教育活動に何らかの援助を與える、法的な根拠を持たせるといふことは、現状においても尙必要であるのであります。ただそれに更に財政的な援助の本来の現実が加わるならば尙一層これは龍を画いて睛を点するといふことになるのであります。それを我々は希望しておつたのであります。この点につきましても援助を行ふ、或いは行ふことができるのでなくして、行ふといふような修正に我々は成功しております。従つてこの法案そのものは実施の面におきましては恐らくは多くの困難があり、更に或る部分においては机上プランに過ぎない部分もあるかと思つたのであります。それはこの法案が悪いのでなくして、日本の今日置かれた経済力の現状、それから本當に民主的に行ふといふという民度、國民の啓蒙の度合によつての事であると思つておられます。さればこそ我々はここに社会教育を必要とすることを痛切に考へるのであります。そして、そういう意味におきまして、我々はここに自発的な市町村公共団体はもとより、そして民間団体としまして、自発的な社会教育活動がますます盛んになることを希望し、その方向に聊かでも現実的一步を進ませ得るものであると認めて、この法案に賛成するものであります。この点につきましては曾て戦前戦時を通じて翼賛会的な社会教育活動が行われました。本法案はそういう点でも民主的な社会教育乃至は公民館運営委員会等を以て、いわゆる翼賛会的な方向よりも國民の多数の意思を反映せしむるという方向に向いておるのであります。そして、こういう

意味から言つても、なきにしも勝るといふことは言ひ得るのであります。ただ先程共産党の反対意見がございましたけれども、誠に尤もなのは、經費の本当の裏付けといふものが欲しいこととあります。一体この法案の草案といふものにおいては、公民館の建設及び運営費の半額は國庫で補助するといふような計画さえもあつたかと思つたのであります。それが、それも今日不可能である。而もこの法案と相關連をするところの図書館法といふものが立案せられ、その図書館におけるいろいろの設備、圖書の充実といふことについても、或いは又図書館運営のための職員のような面につきましても、可なり突込んだ規定がされようとしておつたかと思ひますが、これも沙汰止みとなつた。この事情は今日六・三制さえ十分にできない日本の経済力の現段階としては止むを得ないといふ言ひながら、而も本當に文化國家を以て立とうとするためには、相当他の方面の堪え難きを忍んで、この方面に十分なる力を盡し得る、盡さなければならぬ、努力しなければならぬ点であらうと思つたのであります。

それ故に希望條件といたしましては、將來図書館或いは一般博物館等についても、立法的な措置が講ぜられるように、而も公民館をも含めてこれらの公共的な社会教育機関といふものに對し、相當の國庫の支出がなされ得るやうな大きな政治的な手を打つことを希望するものであります。

第二に希望いたしますのは、同じ社会教育の方の精神から申しますれば、地方財政法の一部を改正する法律案の中に現れてゐるところの動物園や植物園乃至は博物館の入場税といふようなものについて規定したり、乃至は只今すでに非常に非難的となつてゐる映画、演劇等に関する高率の入場税といつたようなものについても、これら一連のいわゆる文化恩恵に對しては十分再検討を加へ、そしてこの社会教育法と同じ精神によつて、これらの点についても國民が安く楽しんでほしい施設を利用し得るやうにしなければならぬものであり、その点についても政府當局は十分努力しなければならぬのであらうと思つたのであります。

希望の第三といたしましては、我々この法案の修正の途中において経験したのであります。教育委員会法の運営及び解釋について相當に異なる見解がある。國會における修正案、この教育委員会法の修正案の場合において、或いはその後我々の表明する見解において明らかであらうと思つておつたところのものが、現実にはそうでない解釋が施されてゐることが相當ある。これは社会教育法の修正の場合にも問題となつたのであります。従つて將來機会があれば、教育委員会法を再検討し、その運営の適正化を図るために努力しなければならぬ。この希望はむしろ議員諸君に向つて私は申述べているつもりであります。

以上のような希望事項があらまゝで、概括して申しますと、とにかくいふよりも勝つてゐる、我々の修正を以てすれば、尙一步その本来の趣旨に近づき得るといふ見込を持ちます。故に、本法案に賛成するものであります。以上。

それ故に希望條件といたしましては、將來図書館或いは一般博物館等についても、立法的な措置が講ぜられるように、而も公民館をも含めてこれらの公共的な社会教育機関といふものに對し、相當の國庫の支出がなされ得るやうな大きな政治的な手を打つことを希望するものであります。

第二に希望いたしますのは、同じ社会教育の方の精神から申しますれば、地方財政法の一部を改正する法律案の中に現れてゐるところの動物園や植物園乃至は博物館の入場税といふようなものについて規定したり、乃至は只今すでに非常に非難的となつてゐる映画、演劇等に関する高率の入場税といつたようなものについても、これら一連のいわゆる文化恩恵に對しては十分再検討を加へ、そしてこの社会教育法と同じ精神によつて、これらの点についても國民が安く楽しんでほしい施設を利用し得るやうにしなければならぬものであり、その点についても政府當局は十分努力しなければならぬのであらうと思つたのであります。

希望の第三といたしましては、我々この法案の修正の途中において経験したのであります。教育委員会法の運営及び解釋について相當に異なる見解がある。國會における修正案、この教育委員会法の修正案の場合において、或いはその後我々の表明する見解において明らかであらうと思つておつたところのものが、現実にはそうでない解釋が施されてゐることが相當ある。これは社会教育法の修正の場合にも問題となつたのであります。従つて將來機会があれば、教育委員会法を再検討し、その運営の適正化を図るために努力しなければならぬ。この希望はむしろ議員諸君に向つて私は申述べているつもりであります。

以上のような希望事項があらまゝで、概括して申しますと、とにかくいふよりも勝つてゐる、我々の修正を以てすれば、尙一步その本来の趣旨に近づき得るといふ見込を持ちます。故に、本法案に賛成するものであります。以上。

「ごさいませんか……。ごさいませんか
れば、採決に移りたいと思います。」

それでは若木君の提出されました修正案に賛成の方は御起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長(田中耕太郎君) 多数と認めます。よつて若木君の提出の修正案は可決せられました。次に修正の部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長（田中耕太郎君） 多数と認めます。よつて社会教育法案は多数を以て修正議決されました。尙本会議における委員長の口頭報告その他の点につきましては、本院規則なり、又従来の慣例に従ひまして、委員長において処理いたしますことに御了解を願います。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(田中耕太郎君) それでは又
署名もいつもの通りお願いいたしま
す。

多數意見者署名

松野	喜内	若木	勝藏
梅津	錦一	高良	とみ
深水	六郎	藤田	芳雄
梅原	眞隆	大隈	信幸
左藤	義詮	河野	正夫
山本	勇造		

○委員長(田中耕太郎君) それでは速記を止めて。

午前十一時二十九分速記中止

午後四時四十九分速記開始

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め
て。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君

第八部 文部委員会會議錄第十六号 昭和二十四年五月十九日 【参議院】

若木 勝藏君

松野 喜内君
木内キヤウ君
岩間 正男君

文部大臣 高瀬莊太郎君

政務次官 左藤 義詮君

部事務官
稻田
清助君

—

五月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、教育職員免許法案（予備審査のための付託は四月二十五日）

一、教育職員免許法施行法案（予備審査のための付託は四月二十五日）

五月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、國立學校設置法案（予備審査のための付託は四月二十七日）

昭和二十四年六月十一日印刷

昭和二十四年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局